

入札の手引き

令和元年10月

鹿児島県後期高齢者医療広域連合総務課

1 入札の執行・条件等

- 1 指名の通知は、書面にて行います。
通知には、入札に付する事項・入札条件等が記載してありますので、必ず確認してください。
- 2 入札参加者は、仕様書等を良く確認したうえで、入札に参加してください。
- 3 入札条件・仕様書等について疑義があるときは、メール又はファックスにて指名通知文書に記載の担当職員に説明を求めてください。
なお、疑義の回答については、全指名業者に情報提供いたします。
- 4 入札参加者は、入札書に必要な事項を記入し、封筒に入れ、入札会場に持参のうえ、入札箱に入れてください。(入札書の様式については、当広域連合ホームページ入札関係様式を参照してください。)
- 5 代理人が入札に参加する場合は、委任状を提出してください。(委任状の様式については、当広域連合ホームページ入札関係様式を参照してください。)
ただし、代理人は、同一の入札について他の会社の代理を、または、入札者は他の入札者の代理をすることができません。
- 6 入札回数は、初度入札を含め3回までとします。最終入札の結果、落札者がいないときは、入札不調とします。
- 7 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 8 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた金額)をもって落札価格とします。

2 入札の参加制限等

- 1 初度又は再度の入札に参加しなかった者、無効事項に該当する入札をした者及び失格した者は、再度又は再々度の入札に参加することはできません。
- 2 仕様書等の説明会がある場合は、入札参加者はこれに参加しない場合、入札に参加することはできません。
- 3 入札参加者が、入札説明会若しくは入札に欠席したとき、又は指定された時間に遅れたときは棄権とみなして処理いたします。

3 入札の開札

- 1 開札は、入札会場において入札終了後、直ちに入札者の立ち会いのもとで行います。
- 2 開札にあたっては、原則として最低の価格をもって入札をした者とその価格のみを発表しますので、内容に疑義がある方は、即刻申し出てください。
- 3 開札の結果、予定価格の制限の範囲内に達した価格の入札がないときは、直ちに再入札を行います。
- 4 初度、再度及び再々度の入札執行前に入札者が一人になったときは、当該入札は執行しないものとします。
- 5 入札が無効になった者は、その後の再入札に参加できません。

4 落札者の決定

- 1 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とします。
- 2 最低制限価格制度適用の場合は、予定価格の制限の範囲で、かつ最低制限価格以上の入札価格のうち、最低の価格で入札した者を落札者と決定します。

5 くじによる落札者の決定

- 1 落札者となる同価入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者が最初に「落札者を決定するくじを引く順序を決めるくじ（このくじを引く順番は、ジャンケン等で決めます。）」を引き、次に、「落札者を決定するくじ」を引いて、落札者を決定します。
- 2 くじによる落札者の決定において同価入札をした者は、くじを辞退することはできません。
- 3 当該入札者がくじを引かない場合は、入札に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定します。

6 入札の無効

- 1 次の場合は、当該入札を無効とします。
 - (1) 委任状を持参しない代理人のした入札
 - (2) 委任状に記名及び押印のない代理人のした入札
 - (3) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記入した入札書による入札
 - (4) 入札書に記名及び押印のない入札
 - (5) 入札書の金額を訂正した入札
 - (6) 入札書の記載事項が不明瞭で判読できない入札
 - (7) 再度入札において前回の入札の最低金額以上の金額による入札
 - (8) 同一事項の入札において他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
 - (9) 入札に際して、虚偽又は不正の行為があった入札
 - (10) 明らかに談合と認められる入札
 - (11) その他、指定した入札条件と合致しない入札

7 入札の辞退

- 1 入札参加者は、入札を完了するまでは、いつでも入札を辞退することができます。
- 2 入札を辞退するときは、次の方法で申し出てください。

入札執行前は、入札辞退届を指名通知文書に記載の担当職員に、直接提出してください。（辞退届の様式については、当広域連合ホームページ入札関係様式を参照してください。）

入札執行中は、入札辞退届又は辞退する旨を明記した入札書を入札箱に投函してください。
- 3 入札を辞退したことにより、以後の入札参加に不利益な扱いは受けません。

8 異議の申し立て

入札をした者は、入札後、本手引き及び仕様書についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。

9 入札の取り止め等

入札参加者が談合し、又は不穏な行動をなす等、入札を公正に執行できないと認められるときは、当該入札の執行を延期又は取り止めることがあります。

10 公正な入札の確保

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等を遵守し、厳正に入札してください。

11 契約書の提出

落札者が落札の通知を受けた日から、5日以内（初日不算入・当広域連合の休日を除く。）に契約書を提出しないときは、この落札に対し、その効力を失います。

*この手引きは、予告なく改正することもありますので、あらかじめご了承ください。

問合せ先

〒890-0064

鹿児島市鴨池新町7番4号（県市町村自治会館2階）

鹿児島県後期高齢者医療広域連合 総務課

☎ 099-206-1397 FAX 099-206-1395

Email:soumu@kagoshima-kouiki.jp